

平成25年12月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 武田隆

平成25年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日 平成25年10月24日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

長 尾 浩 行

升 永 英 俊

久 保 利 英 明

伊 藤 真 史

小 川 尚 史

秋田市山王四丁目1番1号

被 告

同代表者委員長

同指定代理人

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

秋 田 県 選 挙 管 理 委 員 会

田 中 伸 一

美 崎 大 典 子

小 堀 瑠 生 子

新 田 公 夫

若 月 久 幸

齋 藤 広 全

松 井 博 之

木 下 昌 彦

高 橋 栄

村 上 敬

小 柳 公 成

畠 山 秀 樹

主

文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

平成25年7月21日に行われた参議院（選挙区選出）議員選挙の秋田県選挙区における選挙を無効とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について、秋田県選挙区の選挙人である原告が、平成24年法律第94号による改正（以下「本件改正」という。）後の公職選挙法14条1項、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下「本件定数配分規定」という。）は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の秋田県選挙区における選挙も無効であるとして、公職選挙法204条に基づき、秋田県選挙区における選挙を無効とすることを求める事案である。

2 前提事実

- (1) 原告は、本件選挙の秋田県選挙区の選挙人である。
- (2) 本件選挙施行当時の参議院議員の定数は242人であり、そのうち146人が選挙区選出議員、その余の96人が比例代表選出議員である。
- (3) 本件選挙は、本件定数配分規定に従って施行された。
- (4) 本件選挙において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、最小の鳥取県選挙区を1とした場合、最大の北海道選挙区は4.77である（以下、較差に関する数値は全て概数である。）（乙1）。

3 原告の主張

- (1) 本件定数配分規定の違憲性について
ア(ア) 主位的主張（主権者の多数決論）

憲法前文の第1段落第1文は、主権者である国民が、国会議員を特別な代理人として、多数決により国家権力を行使する法理（国民主権の法理）を表明しているところ、国民の多数意見と国会議員の多数意見を等価なものとするためには、人口比例選挙による国会議員の選出を必須とするから、憲法は、正当な選挙の前提として、人口に比例した議員定数の配分を要請していると解すべきである。

したがって、最大較差1対4.77を生じさせた本件定数配分規定は違憲である。

(イ) 予備的主張（平等論）

本件定数配分規定は、憲法の投票価値の平等の要請（憲法14条）に反しており、違憲である。

イ 合理的期間論について

合理的期間論は、違憲状態の選挙を有効として憲法の最高法規性を否定する点で、憲法98条1項に反する。

そうでないとしても、本件における合理的期間の起算点は、参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直しの必要性を指摘した最高裁平成21年9月30日大法院判決の言渡日であり、同日から本件選挙日までの3年10か月弱の間に合理的期間は徒過済みである。

(2) 本件選挙の効力について

ア 上記(1)のとおり、本件定数配分規定は違憲無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の秋田県選挙区における選挙も無効である。

イ 事情判決の法理について

選挙を違憲としながら無効としないという事情判決の法理は、憲法の最高法規性を否定するなどの点で、憲法98条1項に反する。

そうでないとしても、本件選挙で当選した73名の参議院議員が全員失格してもその余の参議院議員により参議院が立法府として機能しうること

等から、裁判所は違憲無効判決をすべきである。

4 被告の主張

本件における合理的期間の起算点は、参議院の選挙区間における投票価値の不均衡が違憲状態にあるとし、都道府県単位の現行方式の見直しを含めた選挙制度の仕組み自体の見直しの必要性を明記した最高裁平成24年10月17日大法廷判決の言渡り日である。そして、同日から本件選挙日まで9か月余りしかなかったこと、選挙制度の仕組み自体を見直すには、国民的な議論を重ねる必要もあり、相応の時間を要すること、同大法廷判決後の4増4減を内容とする本件改正により最大較差が1対4.77まで縮小したこと等の事情を総合考慮すると、本件選挙までに議員定数の不均衡を是正する更なる立法的措置が講じられなかったことは、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえない。

したがって、本件定数配分規定は違憲でないから、これに基づき施行された本件選挙の秋田県選挙区における選挙は無効でない。

第3 当裁判所の判断

1 後掲各証拠及び弁論の全趣旨に、当裁判所に顕著な事実を併せると、以下の事実が認められる。

(1) 参議院議員選挙法（昭和22年法律第11号）は、参議院議員の選挙について、参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人とに区分し、全国選出議員については、全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方、地方選出議員については、その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め、都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとした。そして、各選挙区ごとの議員定数については、定数を偶数としてその最小限を2人とする方針の下に、昭和21年当時の人口に基づき、各選挙区の人口に比例する形で、2人ないし8人の偶数の議員定数を配分した。昭和25年に制定された公職選挙法の参議院議員定数配分規定は、以上

のような選挙制度の仕組みに基づく参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり、その後、沖縄返還に伴って沖縄県選挙区の議員定数2人が付加されたほかは、平成6年法律第47号による公職選挙法の改正（以下「平成6年改正」という。）まで、上記議員定数配分規定に変更はなかった。なお、昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正（以下「昭和57年改正」という。）により、従来の個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に改める趣旨で、参議院議員選挙についていわゆる拘束名簿式比例代表制が導入され、各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員152人とに区分されることになったが、比例代表選出議員は、全都道府県を通じて選出されるものであって、各選挙人の投票価値に差異がない点においては、従来の全国選出議員と同様であり、選挙区選出議員は従来の地方選出議員の名称が変更されたものにすぎない。

- (2) 選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は、参議院議員選挙法制定当時は1対2.62であったが、その後、次第に拡大した。昭和52年7月に施行された参議院議員通常選挙（以下「昭和52年選挙」という。）における選挙区間の投票価値の較差は最大1対5.26に拡大し、最高裁昭和58年4月27日大法廷判決・民集37巻3号345頁（以下「昭和58年大法廷判決」という。）は、いまだ違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたとするには足りない旨判示したが、平成4年7月に施行された参議院議員通常選挙（以下「平成4年選挙」という。）における選挙区間の投票価値の較差が最大1対6.59に拡大するに及んで、最高裁平成8年9月11日大法廷判決・民集50巻8号2283頁（以下「平成8年大法廷判決」という。）は、結論において同選挙当時における上記議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとしたものの、違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたも

のといわざるを得ない旨判示した。

他方、平成6年改正は、上記のように1対6.59にまで拡大していた選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差を是正する目的で行われ、前記のような参議院議員の選挙制度の仕組みに変更を加えることなく、直近の平成2年10月実施の国勢調査結果に基づき、できる限り増減の対象となる選挙区を少なくし、かつ、いわゆる逆転現象を解消することとして、参議院議員の総定数(252人)及び選挙区選出議員の定数(152人)を増減しないまま、7選挙区で定数を8増8減したものであり、平成6年改正の結果、上記国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は、1対6.48から1対4.81に縮小し、いわゆる逆転現象は消滅することとなった。その後、平成6年改正後の参議院議員定数配分規定の下において平成7年7月及び平成10年7月に施行された参議院議員通常選挙当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対4.97及び1対4.98であったところ、こうした国会における較差の縮小に向けた措置を踏まえ、最高裁平成10年9月2日大法廷判決・民集52巻6号1373頁及び最高裁平成12年9月6日大法廷判決・民集54巻7号1997頁は、上記の較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度に達しているとはいえず、上記改正をもって立法裁量権の限界を超えるものとはいえないとして、当該各選挙当時における上記議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない旨判示した。

- (3) 平成12年法律第118号による公職選挙法の改正(以下「平成12年改正」という。)により、比例代表選出議員の選挙制度がいわゆる非拘束名簿式比例代表制に改められるとともに、参議院議員の総定数が10人削減されて242人とされた。定数削減に当たっては、選挙区選出議員の定数を6

人削減して146人とし、比例代表選出議員の定数を4人削減して96人とした上、選挙区選出議員の定数削減については、直近の平成7年10月実施の国勢調査結果に基づき、平成6年改正の後に生じたいわゆる逆転現象を解消するとともに、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数又は人口の較差の拡大を防止するために、定数4人の選挙区の中で人口の少ない3選挙区の定数を2人ずつ削減した。平成12年改正の結果、いわゆる逆転現象は消滅したが、上記国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は1対4.79であって、上記改正前と変わらなかった。

- (4) 平成12年改正後の参議院議員定数配分規定の下で平成13年7月に施行された参議院議員通常選挙当時において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対5.06であったところ、最高裁平成16年1月14日大法廷判決・民集58巻1号56頁（以下「平成16年大法廷判決」という。）は、その結論において、同選挙当時、上記議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとする事はできない旨判示したが、同判決には、裁判官6名による反対意見のほか、漫然と同様の状況が維持されるならば違憲判断がされる余地がある旨を指摘する裁判官4名による補足意見が付された。また、上記議員定数配分規定の下で平成16年7月に施行された参議院議員通常選挙当時において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対5.13であったところ、最高裁平成18年10月4日大法廷判決・民集60巻8号2696頁（以下「平成18年大法廷判決」という。）も、その結論において、同選挙当時、上記議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとする事はできない旨判示したが、同判決においては、投票価値の平等の重要性を考慮すると、投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれる旨の指摘がされた。

平成16年大法廷判決を受けて、参議院議長が主宰する各会派代表者懇談

会は、「参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会」を設けて協議を行ったが、平成16年7月に施行される参議院議員通常選挙までの間に較差を是正することは困難であったため、同年6月1日、同選挙後に協議を再開する旨の申合せをした。これを受けて、同選挙後の同年12月1日、参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会の下に選挙制度に係る専門委員会が設けられ、同委員会において各種の是正案が検討されたが、当面の是正策としては、較差5倍を超えている選挙区及び近い将来5倍を超えるおそれのある選挙区について較差の是正を図るいわゆる4増4減案が有力な意見であるとされ、同案に基づく公職選挙法の一部を改正する法律（平成18年法律第52号）が平成18年6月1日に成立した。同改正（以下「平成18年改正」という。）の結果、平成17年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員1人当たりの人口の最大較差は、1対4.84に縮小した。そして、平成18年改正後の参議院議員定数配分規定の下で平成19年7月に施行された参議院議員通常選挙（以下「平成19年選挙」という。）当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対4.86であったところ、最高裁平成21年9月30日大法廷判決・民集63巻7号1520頁（以下「平成21年大法廷判決」という。）は、その結論において、平成19年選挙当時において上記定数配分規定が憲法に違反するに至っていたものとする事はできない旨判示したが、同判決においては、上記のような較差は投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であり、選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあり、最大較差の大幅な縮小を図るためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨の指摘がされた。

なお、上記の専門委員会が平成17年10月に参議院改革協議会に提出した報告書に示された意見によれば、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置により較差の是正を図ったとしても、較差

を1対4以内に抑えることは相当の困難があるとされている。また、同報告書においては、平成19年選挙に向けての較差の是正の後も、参議院の在り方にふさわしい選挙制度の議論を進めていく過程で、較差の継続的な検証等を行う場を設け、調査を進めていく必要があるとされた。

(5) 平成18年改正後の平成20年6月に改めて参議院改革協議会の下に専門委員会が設置され、同委員会において同年12月から平成22年5月までの約1年半の間に6回にわたる協議が行われたが、同年7月に施行される参議院議員通常選挙に向けた較差の是正は見送られる一方、平成25年に施行される参議院議員通常選挙（本件選挙）に向けて選挙制度の見直しを行うこととされ、平成22年7月に施行される参議院議員通常選挙後にその見直しの検討を直ちに開始すべき旨を参議院改革協議会において決定する必要があるとされるとともに、平成23年中の公職選挙法の改正法案の提出を目途とする旨の工程表も示された（甲22）。

(6) 平成22年7月に施行された参議院議員通常選挙（以下「平成22年選挙」という。）当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、1対5.00に拡大した。

平成22年選挙後、参議院に選挙制度の改革に関する検討会が発足し、その会議において参議院議長から改革の検討の基礎となる案が提案され（甲36）、平成23年以降、各政党からも様々な改正案が発表されるなどし（甲23）、上記検討会及びその下に設置された選挙制度協議会における検討が重ねられたが、全会派の合意に基づく成案を得るに至らなかったため、本件選挙に向けて較差是正を行うため、平成24年8月、選挙区選出議員について4選挙区で定数を4増4減することを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案が国会に提出された（乙2, 3）。

(7) 最高裁平成24年10月17日大法廷判決・民集66巻10号3357頁（以下「平成24年大法廷判決」という。）は、平成18年改正後の議員

定数配分規定の下で、平成22年選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはないものの、平成22年選挙までの間に上記定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、上記定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない旨判示したが、同判決においては、上記違憲状態を解消するための措置として、都道府県を各選挙区の単位とする現行の方式を改めるなど、選挙制度の仕組み自体を見直す必要がある旨の指摘がされた。

(8) 平成24年8月に国会に提出された4増4減を内容とする上記法律案は、同年11月16日、公職選挙法の一部を改正する法律（平成24年法律第94号）として成立し（本件改正）、同法の附則には、平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとするとの規定が置かれている（乙3）。

(9) 平成25年7月21日、本件選挙が施行された。

参議院では、同年9月、選挙制度の改革に関する検討会が設置されるとともに、その下に実務的な協議を行うための選挙制度協議会が設置され、今後、平成28年7月に施行される参議院議員通常選挙に向け、平成27年中に見直し法案を提出するなどして、選挙制度の抜本的な見直しを行うことが予定されている（乙12、13、18）。

2 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、

絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところはその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。上記1(1)においてみた参議院議員の選挙制度の仕組みは、このような観点から、参議院議員について、全国選出議員と地方選出議員に分け、前者については全国の区域を通じて選挙するものとし、後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである（この仕組みは、昭和57年改正後の比例代表選出議員と選挙区選出議員から成る選挙制度の下においても基本的に同様である。）。昭和22年の参議院議員選挙法及び昭和25年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということとはできない。しかしながら、社会的、経済的変化の激しい時代にあつて不断に生ずる人口変動の結果、投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

以上は、昭和58年大法廷判決以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、基本的な判断枠組みとしてこれを変更する必要は認められない。

もっとも、最大較差1対5前後が常態化する中で、平成16年大法廷判決において、複数の裁判官の補足意見により較差の状況を問題視する指摘がさ

れ、平成18年大法院判決において、投票価値の平等の重要性を考慮すると、投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれる旨の指摘がされ、さらに、平成21年大法院判決においては、投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって較差の縮小が求められること及びそのためには選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることが指摘されるに至っており、これらの大法院判決においては、上記の判断枠組み自体は基本的に維持しつつも、投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになってきたところである（平成24年大法院判決）。

3 上記の見地に立って、本件選挙当時の本件定数配分規定の合憲性について検討する。

(1) 原告の主位的主張（主権者の多数決論）について

原告は、憲法は、主権者である国民による統治機構の民主的統制の基盤として、人口に比例した議員定数の配分を要請していると解すべきであるから、本件定数配分規定は違憲である旨を主張する。

しかしながら、憲法の解釈として、国会議員の選挙制度の仕組みの決定において国会に裁量権があると解されることは上記2のとおりであるから、憲法が採用する国民主権の法理や統治機構の民主的統制の在り方から、直ちに憲法上、人口に比例した議員定数の配分を要するものとは解し難い。

したがって、上記主張は採用できない。

(2) 原告の予備的主張（平等論）について

ア 憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認め（59条ないし61条、67条、69条）、その反面、参議院議員の任期を6年の長期とし、解散（54条）もなく、選挙は3年ごとにその半数について行う（46条）ことを定めている。その趣旨は、議院内閣制の下で、限られた範囲について衆議院の優越を認め、機能的な国政の運営を図る一方、

立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与え、参議院議員の任期をより長期とすることによって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映し、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかんにか反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられているところであるが、その合理性を検討するに当たっては、参議院議員の選挙制度と社会の状況の変化を考慮することが必要である。

参議院議員の選挙制度の変遷は上記1のとおりであって、これを衆議院議員の選挙制度の変遷と対比してみると、両議院とも、政党に重きを置いた選挙制度を旨とする改正が行われている上、選挙の単位の区域に広狭の差はあるものの、いずれも、都道府県又はそれを細分化した地域を選挙区とする選挙と、より広範な地域を選挙の単位とする比例代表選挙との組合せという類似した選出方法が採られ、その結果として同質的な選挙制度となってきたということができる。このような選挙制度の変遷とともに、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に国政の運営における参議院の役割はこれまでも増して大きくなってきているということができる。加えて、衆議院については、この間の改正を通じて、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められている。これらの事情に照らすと、参議院についても、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に、更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるところである。

参議院においては、この間の人口移動により、都道府県間の人口較差が

著しく拡大したため、半数改選という憲法上の要請を踏まえた偶数配分を前提に、都道府県を単位として各選挙区の定数を定めるという現行の選挙制度の仕組みの下で、昭和22年の制度発足時には2.62倍であった最大較差が、昭和58年大法廷判決の判断の対象とされた昭和52年選挙の時点では5.26倍に拡大し、平成8年大法廷判決において違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態と判断された平成4年選挙の時点では6.59倍にまで達する状況となり、その後若干の定数の調整によって是正が図られたが、基本的な選挙制度の仕組みについて見直しがされることはなく、5倍前後の較差が維持されたまま推移してきた。

イ さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難い。昭和58年大法廷判決は、参議院議員の選挙制度において都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組みにつき、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し、政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得ることに照らし、都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとしたものと解することができる」と指摘している。都道府県が地方における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという点は今日においても変わりはなく、この指摘もその限度においては相応の合理性を有していたといい得るが、これを参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続していると認められる状況の下では、上記の仕組み自体を見直すことが必要になるものといわなければならない。また、同判決は、

参議院についての憲法の定めからすれば、議員定数配分を衆議院より長期にわたって固定することも立法政策として許容されるとしてはいたが、この点も、ほぼ一貫して人口の都市部への集中が続いてきた状況の下で、数十年間にもわたり投票価値の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっている。さらに、同判決は、参議院議員の選挙制度の仕組みの下では、選挙区間の較差の是正には一定の限度があるとしていたが、それも、短期的な改善の努力の限界を説明する根拠としては成り立ち得るとしても、数十年間の長期にわたり大きな較差が継続することが許容される根拠になるとはいい難い。平成16年、平成18年及び平成21年の各大法廷判決において、上記2のとおり投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになってきたのも、較差が5倍前後で推移する中で、上記アにおいてみたような長年にわたる制度と社会の状況の変化を反映したものにほかならない。

ウ 現行の選挙制度は、限られた総定数の枠内で、半数改選という憲法上の要請を踏まえた偶数配分を前提に、都道府県を単位として各選挙区の定数を定めるという仕組みを採っているが、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を採用することにも制約がある中で、このような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきである。このことは、上記1(4)の平成17年10月の専門委員会の報告書において指摘されていたところであり、平成19年選挙についても、投票価値の大きな不平等がある状態であって、選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることは、平成21年大法廷判決において特に指摘されていたところである。さらに、平成24年大法廷判決においては、平成22年選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っ

ていたとされ、その違憲状態を解消するための措置として、都道府県を各選挙区の単位とする現行の方式を改めるなど、選挙制度の仕組み自体を見直す必要がある旨の具体的な指摘がされたが、それにもかかわらず、本件改正は4選挙区で定数を4増4減するにとどまり、本件選挙に至ったもので、本件改正による最大較差の縮小の程度も、平成22年選挙当時の5倍から本件選挙当時の4.77倍というわずかなものにすぎない。

これらの事情を総合考慮すると、本件選挙が本件改正後に実施された1回目の通常選挙であることを勘案しても、本件定数配分規定は、本件選挙当時、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない。

(3) 合理的期間論について

ア 原告は、合理的期間論は、違憲状態の選挙を有効として憲法の最高法規性を否定する点で憲法98条1項に反する旨を主張する。

しかしながら、最高裁がこれまで採用してきた上記2のいわゆる合理的期間論（投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該議員定数配分規定が憲法に違反するに至るとする基本的な判断枠組み）は、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと解される。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から違憲状態にあると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有し、国会において自ら制度の見直しを行うことが想定されているものと解される。換言すれば、裁判所が選挙制度の憲法適合性について一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずること

が、憲法の趣旨に沿うものというべきである。

そうすると、合理的期間論は憲法の最高法規性を否定するものとはいえないから、原告の上記主張は採用できない。

イ そして、上記アのような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、選挙制度について憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される。

そこで、本件において、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かについて検討する。

上記のとおり、7選挙区における定数の8増8減を内容とする平成6年改正後の参議院議員定数配分規定については、平成18年大法廷判決まで、当該各選挙当時における議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていないとする最高裁の判断が続けられ、平成21年大法廷判決においても、投票価値の大きな不平等が存する状態であって選挙制度の仕組み自体の見直しが必要である旨の指摘はされたが、結論において、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判示され、議員定数配分規定が違憲状態にある旨の判示はされていなかったのである。選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたと判断され、その違憲状態を解消するための措置として、都道府県を各選挙区の単位とする現行の

方式を改めるなど、選挙制度の仕組み自体を見直す必要がある旨の具体的な指摘がされたのは、平成24年大法廷判決においてであるから、国会において、選挙制度の是正を行う責務を負う前提として、参議院議員定数配分規定が違憲状態にあり、都道府県単位の現行方式の見直しを含め、選挙制度の仕組み自体を見直す必要がある旨を認識し得たのは、この時点からであったというべきである。

そして、平成24年大法廷判決が言い渡されたのは本件選挙の約9か月前のことであって、都道府県単位の現行方式の見直しを含めた選挙制度の仕組み自体の見直しについては、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど、事柄の性質上課題も多いため、その検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないこと、上記のとおり、同判決後、4選挙区で定数を4増4減し、最大較差を平成22年選挙当時の5倍から本件選挙当時の4.77倍へと若干ながら縮小した本件改正が行われ、その改正法の附則には、平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとするとの規定が置かれていること、本件選挙後、参議院では、選挙制度の改革に関する検討会及び選挙制度協議会が設置され、今後、同年7月に施行される参議院議員通常選挙に向け、平成27年中に見直し法案を提出するなどして、選挙制度の抜本的な見直しを行うことが予定されていること等を考慮すると、本件選挙までの間に現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする措置を講じなかったこと（本件定数配分規定を更に改正しなかったこと）については、国会における是正の実現に向けた取組が同判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったとはいえない。

したがって、本件定数配分規定は、憲法上要求される合理的期間内に

おける是正がされなかったとはいえ、憲法に違反するに至っていたといふことはできない。

- 4 以上のとおりであつて、本件定数配分規定は、本件選挙当時、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にはあつたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえ、憲法に違反するに至っていたといふことはできない。

よつて、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所秋田支部

裁判長裁判官 久 我 泰 博

裁判官 有 賀 直 樹

裁判官 押 野 純

これは正本である。

平成**25**年**12**月**26**日

仙台高等裁判所秋田支部

裁判所書記官 **武田**

